

指名参加申請を考えている方へ

文・山内 隆司 行政書士法人 日本許認可センター代表



山内 隆司
行政書士法人
日本許認可センター代表

手続きしつかり理解してますか？ 取得してからが大事です。

建設業許可を取得してから、法定手続を怠っている方が非常に多いという現状があります。今回は、建設業許可を考えている方々に、許可取得後の法定手続きの必要性について紹介したいと思います。

私

は、豊島区東鴨のとげぬき地蔵近くで建設業許可申請を専門に扱っている行政書士の山内です。ご存知の通り、東鴨の「とげぬき地蔵通り」は活気がある街です。毎月4・14・24日の縁日の日は、全国からとても多くの方が訪れ、大いに賑わう場所です。私は、年間に数百件の建設業許可の申請をしています。今回、業務の中での相談事例を通じて、建設業の法定手続を説明したいと思います。

話をしました。「経営事項審査というものを受けたのだけはどうすればいいですか」に対して「まずは、建設業許可取得した後の法定手続きの提出状況を確認させていただき」とお願いを致しました。T建設は「いや、建設業許可は取得したただけでその後の法定手続は提出していない」とのこと。一昨年に新規申請をされていたので、申請

書を拝見することとなりました。毎年行わなければいけない決算届や役員変更も行っており、よくよく聞いてみると建設業許可の大切な要件の一つである専任技術者も現在は違う人物が担当しているとの事。建設業許可の諸手続を説明したところ、『建設業許可は取得すればそのままで良いと思っていましたけど、様々な手続があるんですね』と建設業許可についてご理解を頂くことが出来ました。現在、必要な諸手続を行い、公共工事を受注するために必要となる経営事項審査申請の準備を進めております。

建設業許可はこのような点にご注意ください

●建設業許可は様々な許可要件をクリアした業者が取得できる許可です。許可取得後の法定手続を怠っていたら許可の取り消しや罰則の対象にもなります。「でも、建設業許可のことは何もわかっていないですよ」と思われた方に弊社が作成している「超感激！建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣」を無料で差し上げております。

●はつきり申し上げて、建設業許可の手引きを隅々から理解しようとしたら本業が疎かになります。経営者の方はその他に時間を費やすことに集中してほしいのです。そのため弊社が作成した「超感激！建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣」は気軽に手元に置くことが出来て、建設業許可法定手続がすぐに分かるようにしております。実際に、法定手続を理解しておらず許可取消となった業者を何件も目の当たりにしているの、いち早く皆様にお伝えしたいと思っております。

●また、会社の発展のために官公庁からの仕事受注も視野に入れている建設業者の方も見受けられます。経営事項審査を申請するために建設業許可の法定手続をしっかりと提出していただければなりません。

是非とも今回ご案内する「超感激！建設業許可が腰を抜かすほどわかる秘訣」をご利用下さい。

行政書士による知識講座

第2回

相談事例

板橋区内の建設業者（以下T建設）

税理士事務所からの紹介を受けてT建設と建設業許可につい

先着50名様限定

知らないと損する

『超感激！建設業許可が

腰を抜かすほどわかる秘訣』

を無料で差し上げます。

お申し込みは簡単！今すぐ
お電話、FAX、メールを

24時間無料録音テープ案内
0120-048-454

24時間お申し込みFAX
03-3910-5234

24時間お申し込み受付メール
staffryu@mui.bigolbe.ne.jp

問い合わせ先

行政書士法人
日本許認可センター
☎03-3910-5593

豊島区東鴨3-16-13
www.nippon-kc.jp
担当 山内 隆司

専用コード0131130